

## 新潟県農薬管理指導士認定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>新潟県農薬管理指導士認定要綱</p> <p style="text-align: right;">昭和62年11月18日 改正 稲振第343号の2 平成12年12月21日 改正 農園第 15号の3 平成20年4月9日 改正 農園第353号の2 平成23年9月1日 改正 農園第226号の2 平成26年6月23日 改正 農園第568号の2 平成28年11月8日 改正 農園第 690号 平成30年11月19日 改正 農園第 852号 令和3年2月1日 <u>改正 農園第 941号</u> <u>令和7年1月23日</u></p> <p>(目的) 第1～8 (略)</p> <p>(認定の特例) 第9 知事は、全国農業協同組合連合会、全国農薬協同組合が主催する試験に合格した者及び全国農業共済協会が主催する研修会修了者で審査会が適当と認めた者が、養成研修を受講したときは、第3の1の規定にかかわらず、指導士として認定するものとする。 2 他都道府県が主催する農薬管理指導士認定試験に合格している者が<u>特例による認定を申請したときは、第3の1の規定にかかわらず、</u>本県の指導士とみなす。 なお、その認定期間は、<u>他都道府県による認定日から3年に満たない場合は、その認定日から3年後の年度末までとし、これ以外の場合は、本県に申請をした年度末まで</u>とする。</p>	<p>新潟県農薬管理指導士認定要綱</p> <p style="text-align: right;">昭和62年11月18日 改正 稲振第343号の2 平成12年12月21日 改正 農園第 15号の3 平成20年4月9日 改正 農園第353号の2 平成23年9月1日 改正 農園第226号の2 平成26年6月23日 改正 農園第568号の2 平成28年11月8日 改正 農園第 690号 平成30年11月19日 改正 農園第 852号 令和3年2月1日 <u>(新設)</u></p> <p>(目的) 第1～8 (略)</p> <p>(認定の特例) 第9 知事は、全国農業協同組合連合会、全国農薬協同組合が主催する試験に合格した者及び全国農業共済協会が主催する研修会修了者で審査会が適当と認めた者が、養成研修を受講したときは、第3の規定にかかわらず、指導士として認定するものとする。 2 他都道府県が主催する農薬管理指導士認定試験に合格している者は、本県の指導士とみなす。なお、その認定期間は、<u>他都道府県における認定期間の残期間</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 ただし、第5で定める受験資格を満たしていない者は、この特例の適用を認めない。</p> <p>(認定の取消し) 第10～15 (略)</p> <p>附則 (令和7年1月23日農園第941号) <u>改正後のこの要綱は、令和7年1月23日から施行する。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 ただし、第5で定める受験資格を満たしていない者は、この特例の適用を認めない。</p> <p>(認定の取消し) 第10～15 (略)</p> <p>附則 (令和3年2月1日農園第852号) <u>1 改正後のこの要綱は、令和3年2月1日から施行する。</u> <u>2 改正前のこの要綱に定める様式については、施行期日から令和5年3月31日までの間、改正後の様式によるものとみなす。</u></p> <p>(略)</p>